<普通預金規定><普通預金(無利息型)規定>

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、届出の印章(または暗証番号)により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押印(または暗証番号入力)して、通帳とともに提出してください。ただし、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法によりカード・暗証番号を確認した場合、当金庫は、前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、キャッシュカード規定によるものとします。また、通帳レス口座の払戻しにあたっては、通帳レス口座に関する特約に定める方法によります。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて 正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の 手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める ときは、この確認が出来るまで払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらか じめ当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえると きは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

(省略)

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届 出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当

5. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章</u> により記名押印して通帳とともに提出してください。

(追加)

- (<u>2</u>) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらか じめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえると きは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

(省略)

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届 出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てく 店に届出てください。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

8. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の電子装置に使用された印影(または暗証番号)を届出の印鑑(または暗証番号)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法によりカード・暗証番号の確認を行い、払戻し、諸届の受付その他当金庫所定の手続きの取扱いをした場合、この取扱いにより生じた損害については、キャッシュカード規定によるものとします。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる<u>一切</u>の権利 および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、 または第三者に利用させることはできません。

(省略)

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳<u>および届出の印章</u>を持参 のうえ、当店に申出てください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると

ださい。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

8. (印鑑照合等)

<u>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(追加)

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる<u>いっさい</u>の 権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(省略)

12. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳<u>(追加)</u>を持参のうえ、 当店に申出てください。

(追加)

きは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(省略)

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

- (<u>5</u>) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(省略)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

- (<u>4</u>) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (<u>5</u>) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(省略)

(2022年4月1日 現在)

<貯蓄預金規定>

2. (取扱店の範囲)

この預金は、取引店(以下「当店」といいます。)のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

- 3. (振込金の受入れ)
- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重 複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金 記帳を取消します。
- 4. (証券類の受入れ)

(省略)

5. (受入証券類の決済、不渡り)

(省略)

- 6. (預金の払戻し)
- (1) この預金を払戻すときは、届出の印章(または暗証番号)により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押印(または暗証番号入力)して、通帳とともに提出してください。ただし、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法によりカード・暗証番号を確認した場合、当金庫は、前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、キャッシュカード規定によるものとします。また、通帳レス口座の払戻しにあたっては、通帳レス口座に関する特約に定める方法によります。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて 正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の

2. (取扱店の範囲)

この預金は、取引店(以下「当店」といいます。)のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

(追加)

3. (証券類の受入れ)

(省略)

4. (受入証券類の決済、不渡り)

(省略)

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章によ</u>り記名押印して通帳とともに提出してください。

(追加)

<u>手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める</u> <u>ときは、この確認が出来るまで払戻しを行いません。</u>

(省略)

7. (自動支払い等)

(省略)

8. (利息)

(省略)

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届 出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>当 店に届出てください。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

10. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定 の電子装置に使用された印影(または暗証番号)を届出の印鑑(また は暗証番号)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があ ってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いませ ん。また、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法によりカー ド・暗証番号の確認を行い、払戻し、諸届の受付その他当金庫所定の 手続きの取扱いをした場合、この取扱いにより生じた損害について は、キャッシュカード規定によるものとします。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

(省略)

6. (自動支払い等)

(省略)

7. (利息)

(省略)

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出 事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てくださ い。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いませ ん。

(省略)

9. (印鑑照合等)

<u>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑</u>と相当 の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、そ れらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた 損害については、当金庫は責任を負いません。

(追加)

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる<u>一切</u>の権利 および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、 または第三者に利用させることはできません。

(省略)

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

(省略)

13. (取引の制限等)

(省略)

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳<mark>および届出の印章</mark>を持参の うえ、当店に申出てください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(省略)

(<u>4</u>) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる<u>いっさい</u>の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(省略)

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

(省略)

12. (取引の制限等)

(省略)

13. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳<u>(追加)</u>を持参のうえ、当店に申出てください。

(追加)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(省略)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、

当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生 じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

- (5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用が なく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金 口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合 にも同様にできるものとします。
- (6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこ の預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のう え、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、 必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- 15. (诵知等)

(省略)

16. (成年後見人等の届出)

(省略)

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(省略)

18. (規定の変更等)

(省略)

(2023年5月17日 現在)

<納税準備預金規定>

5. (預金の払戻し)

(1) この預金は、預金者(または同居の親族) の租税納付にあてる場 合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫が 当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生 じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用が なく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金 口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合 にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこ の預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のう え、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、 必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (诵 知 等)

(省略)

15. (成年後見人等の届出)

(省略)

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(省略)

17. (規定の変更等)

(省略)

(令和2年4月1日 現在)

5. (預金の払戻し)

(1) この預金は、預金者(または同居の親族) の租税納付にあてる場 合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫が やむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

- (2) この預金を払戻すときは、<u>届出の印章により、当金庫所定の払戻</u> 請求書に記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押印して、通 帳とともに提出してください。
- (3) 前項の手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて 正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の 手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める ときは、この確認が出来るまで払戻しを行いません。
- (<u>4</u>) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金 庫所定の手続をしてください。なお、同時に数件の支払いをする場合 にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金 庫の任意とします。

(省略)

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出 事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>当店に 届出てください。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

やむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) この預金を払戻すときは、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章に</u> より記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(追加)

- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金 庫所定の手続をしてください。なお、同時に数件の支払いをする場合 にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金 庫の任意とします。

(省略)

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出 事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てくださ い。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いませ ん。

(省略)

(省略)

9. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の 電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、 相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、 変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫 は責任を負いません。

(省略)

13. (解 約 等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳<mark>および届出の印章</mark>を持参の うえ、当店に申出てください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(省略)

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し. 預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、

9. (印鑑照合等)

<u>払戻請求書、諸届その他の書類に</u>使用された印影を届出の印鑑と相当 の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、そ れらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた 損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

13. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳<u>(追加)</u>を持参のうえ、当店に申出てください。

(追加)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(省略)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し. 預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、

当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

- (<u>5</u>) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(省略)

(令和2年4月1日 現在)

<通知預金規定>

7. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、証書の受取欄(通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押印して当店に提出してください。通帳式は通帳とともに提出して下さい。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認が出来るまで解約を行いません。
- (3) 通帳式の場合の解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約

7. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、証書の受取欄(通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印し<u>(追加)</u>て当店に提出してください。(追加)

(追加)

(2) 通帳式の場合の解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約

はいたしません。

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適 切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に 通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負い ません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損 害額を支払ってください。

(省略)

8. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その 他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によっ て当店に届出てください。

これらの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いま せん。

(省略)

9. (印鑑照合)

この取引において証書、払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫 所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって 照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につ き偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について は、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

はいたしません。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適 切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に 通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負い ません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損 害額を支払ってください。

(省略)

8. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その 他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出 てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を 負いません。

(省略)

9. (印鑑照合)

証書(通帳式の場合は払戻請求書)、諸届その他の書類に使用された 印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて 取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があ ってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(令和2年4月1日 現在)

<定期預金共涌規定>

4. (預金の解約、書替継続)

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 (定額複利預金については預入日の6か月後の応当日前)の解約はで きません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄(通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印し、 または当金庫所定の電子装置に押印して当店に提出してください。通 帳式は通帳とともに提出して下さい。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、 当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、または当金 庫所定の電子装置に押印して証書(通帳)とともに当店に提出してく ださい。
- (4) 前2項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて 正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の 手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める ときは、この確認が出来るまで解約を行いません。
- (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適 切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に 通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負い ません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損 害額を支払ってください。

(省略)

5. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その 他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によっ

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 (定額複利預金については預入日の6か月後の応当日前)の解約はで きません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄(通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印し(追加)で当店に提出してください。(追加)
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、 当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し<u>(追加)</u>て証書(通帳)とともに当店に提出してください。

(追加)

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適 切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に 通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負い ません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損 害額を支払ってください。

(省略)

5. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その 他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出 て当店に届出てください。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

6. (印鑑照合)

この取引において証書、払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫 所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって 照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につ き偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について は、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

てください。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を 負いません。

(省略)

6. (印鑑照合)

<u>証書、払戻請求書、諸届その他の書類に</u>使用された印影を届出の印鑑 と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえ は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために 生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(令和2年4月1日 現在)

<定期性総合口座取引規定>

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは預積金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押印して、通帳とともに提出してください。

(省略)

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出 事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>当店に 届出てください。

<u>これら</u>の届出の前に生した損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは預積金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し<u>(追加)</u>て、通帳とともに提出してください。

(省略)

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出 事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てくださ い。<u>こ</u>の届出の前に生した損害については、当金庫は責任を負いませ ん。

(省略)

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類<u>または当金庫所定</u>の電子装置に使用された印影(または暗証番号)を届出の印鑑(または暗証番号)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法によりカード・暗証番号の確認を行い、払戻し、諸届の受付その他当金庫所定の手続きの取扱いをした場合、この取扱いにより生じた損害については、キャッシュカード規定によるものとします。

(省略)

13. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳、定期積金掛込帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に預積金の記載がある場合で、預積金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)または定期積金通帳を発行します。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

<定期積金規定>

10. (解 約)

- (1) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類<u>に使用された印影を</u>届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(追加)

(省略)

13. (解 約 等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳<u>および</u>定期積金掛込帳 <u>(追加)</u>を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取 引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払っ てください。なお、通帳に預積金の記載がある場合で、預積金の残 高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)または定期積金通 帳を発行します。

(省略)

(2022年4月1日 現在)

10. (解約)

- (1) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章

により記名押印し<u>、または当金庫所定の電子装置に押印し</u>て通帳とと もに当店に提出してください。

- (3) 前項の手続きに加え、当該積金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認が出来るまで解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金契約者との取引を継続することが 不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金 契約者に通知することによりこの積金を解約することができるもの とします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は 責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたとき は、その損害額を支払ってください。

(省略)

11. (満期自動解約処理)

第10条第2項の規定に関わらず、この積金のうち、本人口座からの自動振替契約により掛込を行う積金契約者から、新約時に満期自動解約処理の依頼を受けたものについては、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了している場合には、次のとおり取扱います。

ただし、満期自動解約処理の依頼を受けたものであっても、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了していない場合には第10条第2項の規定に従って解約の手続きを行うものとし、解約金は指定の口座へ入金します。

(1) この積金は、当初満期日に自動解約され、給付契約金(税引後) の全額について、指定の口座へ入金されるものとします。 により、記名押印し(追加)て通帳とともに当店に提出してください。

(追加)

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金契約者との取引を継続することが 不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金 契約者に通知することによりこの積金を解約することができるもの とします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は 責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたとき は、その損害額を支払ってください。

(省略)

11. (満期自動解約処理)

第10条第2項の規定に関わらず、この積金のうち、本人口座からの自動振替契約により掛込を行う積金契約者から、新約時に満期自動解約処理の依頼を受けたものについては、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了している場合には、次のとおり取扱います。

ただし、満期自動解約処理の依頼を受けたものであっても、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了していない場合には第10条第2項の規定に従って解約の手続きを行うものとし、解約金は指定の口座へ入金します。

(1) この積金は、当初満期日に自動解約され、給付契約金(税引後) の全額について、指定の口座へ入金されるものとします。 (2) 第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動的に解約され、<u>掛金残高相当額および遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた利息相当額(税引後)について、</u>指定の口座へ入金されるものとします。

(省略)

12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>当店に届出てください。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

13. (印鑑照合)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の 電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、 相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、 変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫 は責任を負いません。

(省略)

<u>(2023 年 5 月 17 日 現在)</u>

<積立定期預金規定>

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求

(2) 第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動的に解約され、給付契約金(税引後)の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、指定の口座へ入金されるものとします。

(省略)

12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てください。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

13. (印鑑照合)

<u>通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に</u>使用された印影を届出の印鑑 と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえ は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために 生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(令和3年7月19日 現在)

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求

書に届出の印章により記名押印し<u>、または当金庫所定の電子装置に押</u> 印して通帳とともに当店に提出してください。

- (3) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認が出来るまで解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出 事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>当店に 届出てください。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

9. (印鑑照合)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の 電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、 相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、 変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫 書に届出の印章により記名押印し<u>(追加)</u>て通帳とともに当店に提出してください。

<u>(追加)</u>

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出 事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てくださ い。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いませ ん。

(省略)

9. (印鑑照合)

<u>払戻請求書、諸届その他の書類に</u>使用された印影を届出の印鑑と相当 の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、そ れらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた 損害については、当金庫は責任を負いません。 は責任を負いません。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

(省略)

(令和2年4月1日 現在)

<譲渡性預金規定>

- 5. (届出事項の変更、証書の再発行等)
 - (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その 他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法に</u> よって証書に記載の取扱店に届出てください。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

5. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その 他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書に 記載の取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害につ いては、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(令和2年4月1日 現在)

<財産形成預金規定集>

<u>(2023年5月17日 現在)</u>

<共通規定>

- 1. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)
- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法によって</u>当店に届出てください。<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

2. (印鑑照合)

<u>この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の</u> 電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、 (2022年5月6日 現在)

- 1. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)
- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てください。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

2. (印鑑照合)

<u>払戻請求書、諸届その他の書類</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当 の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、そ 相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、 変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫 は責任を負いません。

<財産形成期日指定定期預金規定>

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求 書に届出の印章により記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押 印して、財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」とい う。)とともに当店へ提出してください。
- (3) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認が出来るまで解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

(<u>5</u>) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場

れらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた 損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し<u>(追加)</u>て、財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。

(追加)

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(省略)

(<u>4</u>) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場

合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次に よりこの預金を解約します。

(省略)

(<u>6</u>) 前項において最後に解約することになった預金は、次により解約します。

<財形住宅預金規定>

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を規定第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。
- (3) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認が出来るまで解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次に よりこの預金を解約します。

(省略)

(<u>5</u>) 前項において最後に解約することになった預金は、次により解約します。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を規定第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し<u>(追加)</u>て、契約の証とともに当店へ提出してください。

(追加)

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

<財形年金預金規定>

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押印して、財形年金預金契約の証(以下「契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (3) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正 当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手 続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認が出来るまで解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

<たんしんアンサー振込・照会サービス利用規定>

11. 届出事項の変更

(1) 証明書情報、暗証番号、固定暗証番号、可変暗証番号、確認暗証 番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号 その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の方法により取

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し<u>(追加)</u>て、財形年金預金契約の証(以下「契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(追加)

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

11. 届出事項の変更

(1) 証明書情報、暗証番号、固定暗証番号、可変暗証番号、確認暗証 番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号 その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取 引店に直ちに届け出てください。 \underline{cnb} の届出の前に生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

引店に直ちに届け出てください。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。 (省略)

(令和2年4月1日 現在)

<たんしんアンサー通知サービス利用規定>

7. 届出事項の変更

(1) 暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届 出内容に変更がある場合には、当金庫所定の<u>方法</u>により取引店に直 ちに届け出てください。<u>これら</u>の届出の前に生じた損害について は、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

7. 届出事項の変更

(1) 暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届 出内容に変更がある場合には、当金庫所定の<u>書面</u>により取引店に直 ちに届け出てください。<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、当 金庫は責任を負いません。

(省略)

(令和2年4月1日 現在)

<たんしんインターネットバンキング利用規定>

第12条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の<u>方法</u>により、当該口座保有店に届け出るものとします。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、第16条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

ただし、届出事項のうち、住所等の当金庫所定の事項の変更について は、お客様の端末による依頼に基づき、その届出を受付けます。 (省略)

(2023年5月17日 現在)

<たんしん法人インターネットバンキング利用規定>

第8条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他

第12条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の<u>書面</u>により、当該口座保有店に届け出るものとします。

<u></u>この届出の前に生じた損害については、第16条に定める場合を除き、 当金庫は責任を負いません。

ただし、届出事項のうち、住所等の当金庫所定の事項の変更について は、お客様の端末による依頼に基づき、その届出を受付けます。 (省略)

(令和2年4月1日 現在)

第8条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他

の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の<u>方法</u>により、当該口座保有店に届け出るものとします。

<u>これら</u>の届出の前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(省略)

(2023年5月17日 現在)

の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の<u>書面</u>により、当該口座保有店に届け出るものとします。

<u>こ</u>の届出の前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、 当金庫は責任を負いません。

(省略)

(令和2年4月1日 現在)